令和6年度 安曇野市証明書自動交付機(キオスク端末)等導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和6年度安曇野市証明書自動交付機(キオスク端末)及び監視カメラの導入に際し、事業者の能力、意欲、資質等を適正かつ公平に評価するために実施する公募型プロポーザル方式による選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 安曇野市役所市民課待合スペース付近にキオスク端末及び監視カメラを設置する。詳細は「令和6年度安曇野市証明書自動交付機(キオスク端末)等導入業務委託仕様書」のとおりとする。

(履行期間)

第3条 履行期間は、契約締結日から令和7年1月24日(金)までとする。

(金額の上限等)

- 第4条 導入に関する上限金額は、4,950千円(消費税及び地方消費税を含む)とする。
- 2 導入費用は、事業完了後に一括で支払うものとする。

(スケジュール)

第5条 事業開始までの今後の日程は、概ね次のとおりとする。

	期日等
公告	令和6年6月28日(金)
参加表明の受付開始	令和6年6月28日(金)
質問事項受付	令和6年7月5日(金)17時まで
質問事項回答	令和6年7月17日(水)
参加表明の提出締切	令和6年7月19日(金)
企画提案書等の提出締切	令和6年7月24日(水)17時必着
受注候補者選定会	令和6年8月上旬予定
選定結果通知	令和6年8月上旬予定
契約締結	令和6年8月上旬予定
履行期限	令和7年1月24日(金)
機器運用開始日	令和7年1月31日(金)予定

(参加資格)

- 第6条 本事業のプロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる要件を全 て満たしていること。
 - (1) 安曇野市の入札参加資格を有していること。ただし、入札参加資格者名簿に登録されていない者であって、第7条第4号による手続きを行い参加資格が認められた時はこの限りで

ない。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (3) 安曇野市の入札参加停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手 続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 役員等が暴力団関係者ではないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この実施要領及び仕様書等において求める要件を満たしていること。
- (7)過去5年以内において、地方公共団体との間でキオスク端末導入実績を有すること。(キオスク端末の販売代理店は除く。)

(参加申込)

- 第7条 参加を希望する事業者は、次のとおり必要書類を添えて申し込むこと。
 - (1)提出期限 令和6年7月19日(金)17時必着
 - (2)提出場所 安曇野市市民生活部市民課 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 1階 2番窓口
 - (3) 提出方法 郵送(書留郵便)又は直接持参。

 - ※入札参加資格者名簿に登録されていない者は、下記の書類も提出すること。
 - ア 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)・・・1部 (写し可・参加表明書提出日から90日 以内に発行されたものに限る。)
 - イ 印鑑証明書・・・1部(写し可・参加表明書提出日から90日以内に発行されたものに限 る。)
 - ウ 使用印鑑届・・・1部(上記イ印鑑証明書により届出されている印を契約書に使用する場合は提出不要)

(質問及び回答)

- 第8条 参加事業者は、提案書等の作成に関し、質問書(様式第2号)を提出することができる。
- 2 質問書は、令和6年6月28日(水)17時までに電子メールで提出し、提出後は担当課へ電話により受信確認すること。
- 3 提出された質問に対しては電子メールにより令和6年7月10日(水)までに、その時点で表明 のあった全ての参加事業者に回答し、安曇野市ホームページにも掲載する。

(企画提案書等の提出)

- 第9条 参加表明書を提出した者は、以下により企画提案書等を提出すること。
 - (1) 提出期限 令和6年7月24日(水)17時必着
 - (2) 提出場所 安曇野市市民生活部市民課

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 安曇野市役所 1階 2番窓口

- (3) 提出方法 郵送(書留郵便)又は直接持参。
- (5) 企画提案書の作成方法
- ア 目次及びページ番号を付けて、ホチキス等で2点留めすること。
- イ 県内他自治体において、過去に類似導入業務とコンビニ交付証明発行サーバ構築業務の受 託実績があればそれを記入すること。
- ウ 事業内容の詳細に、次の内容を含めて記入すること。(別紙を用いて差し支えない。)
 - ・キャッシュレス決済への対応の可否とその精算方法
 - ・貨幣、紙幣の改廃への対応の可否(有償対応となる見込みの場合は概算額)
 - ・スマホ用電子証明書への対応(現在非対応で対応可能になる場合はその見込時期)
 - ・キオスク端末及び監視カメラに不具合が発生した場合のサポート体制
 - ・安曇野市内にある同等機種を設置しているコンビニ等の店舗数
- (6) 提案見積書及び6年間のランニングコストがわかる書類の作成方法
- ア 提案見積書は、「令和6年度安曇野市証明書自動交付機(キオスク端末)等導入 仕様 書」に係る金額のみを記入すること。提案見積書の別紙として、様式外の見積書を添付す ることは差し支えない。
- イ 提案見積書の内容に含まれないものとして、キオスク端末導入後6年間のキオスク端末・ 監視カメラに係る保守及び証明書コンビニ交付サービスのランニングコストを月単位で試 算した書類を任意様式で作成すること。
- ウ 上記イのうち、委託交付手数料及びコピーパフォーマンス料については、1部(1枚)当たりの費用を明示すること。なお、委託交付手数料に係る交付部数は1ヵ月当たり400部、コピーパフォーマンス料に係る印刷枚数は1ヵ月当たり500枚を想定している。
- (7) プロポーザルに必要な書類の作成及び提出に係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (8) 企画提案書等の提出は、1参加事業者につき1件とする。
- (9)企画提案書で提案された内容については、契約後に実施するものとする。
- (10) 企画提案書等は、提出後の訂正や差替えなどを認めない。また、提出後の資料等の追加も認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (12) 提出された企画提案書等は、参加事業者に無断で使用しない。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成する。

(参加辞退)

第10条 参加事業者は、参加辞退届(様式第6号)を市長に提出することにより、参加を辞退することができることとする。なお、一度参加辞退届を提出した後は、参加できないものとする。

(選考の方法)

第11条 令和6年度安曇野市証明書自動交付機(キオスク端末)等導入業務委託プロポーザル審査委員会を設置して、企画提案書等の内容を審査及び評価する。評価後、最も優れた提案を行ったものを契約候補事業者として選考し、1位が同数の場合は参加事業者の中で審査委員が2位を最も多く付けた参加事業者を契約候補事業者として選定する。以下、同様に順位を決定する。ただし、参加者が1者のみの場合であっても、選定委員による選定会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。可否の決定においては評価点100点満点中60点以上を可とする。

2	審查項目、	評価基準は次表の。	とおり。	とする。
---	-------	-----------	------	------

審査項目	評価基準	配点
業務内容	・事業内容の詳細について、仕様書に記載されている内容に基づく企画内容になっているか。	10
X4X1 7.11	・企画提案内容に、業務目的を達成するための工夫や独創性が みられるか。	10
業務環境	・安曇野市内にある同等機種を設置しているコンビニ等店舗 はいくつあるか。	10
	・安曇野市内にある同等機種を設置しているコンビニ等店舗おけるコンビニ交付枚数(令和5年度)はどのくらいか。	10
業務実績	・県内他自治体において、類似導入業務の実績があるか。	10
	・県内他自治体において、コンビニ交付証明発行サーバ構築業 務の実績があるか。	10
サポート対応	・県内に保守サポートの拠点があるか。また、拠点数はどのくらいか。	10
	・キオスク端末の故障受付から保守作業員の到着までの平均 時間と平均距離はどのくらいか。	10
トータルコスト	・導入費用、保守及びランニングコストまで含めたトータルコ ストが適正か。	20
配点合計		

(選定結果の通知)

第12条 選定結果は、選定作業終了後すべての参加者に書面で通知する。なお、参加者は、本プロポーザルに関する一切の事項について、異議その他苦情を申し出ることはできないものとする。

(失格)

- 第13条 参加事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定結果等に関わらず既に決定した 事項を取り消し、失格とします。
 - (1) 第9条(4) で提示した提案見積額が第4条の委託金額の上限を上回る場合
 - (2) 提案書等の作成に関して不正行為又は虚偽の記載が認められた場合
 - (3) 審査委員等の関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
 - (4)業務委託契約締結前に入札参加停止の措置を受けた場合

(契約)

- 第14条 契約候補事業者と契約内容等について協議し、合意が得られた場合は契約を締結する。
 - 2 契約候補事業者が契約を履行することができない事由が生じた場合は、選定結果が次順位以下となった参加事業者のうち、順位が上位であった者から順に当該契約の交渉を行う。この場合でも、既に委託候補事業者が負担した費用等の補償は、一切行わない。

問合せ先・提出先

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地 安曇野市 市民生活部 市民課 市民担当

担当:中山 明史

電話: 0263-71-2000 (内線 1211) FAX: 0263-71-2503

メール: shi-shimin@city.azumino.nagano.jp